

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	災害に際し応急的な支援を実施すること
------------------	--------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標 VII	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標 3	災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること
施策目標 3-1	災害に際し応急的な支援を実施すること
個別目標 1	災害に際し応急的な支援を実施すること
(評価対象事務事業) ・ 災害救助費等負担金	
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 災害発生時に、要援護者に対して、適切な福祉サービスを提供すること。(別添参照)	
2 根拠法令等 ○災害救助法(昭和22年法律第118号)	
主管部局・課室	社会・援護局総務課災害救助・救援対策室
関係部局・課室	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	災害が発生又は発生するおそれが生じた場合における避難所の設置状況(100%/毎年度)	-	-	-	-	100 【100%】
2	被害発生から避難所設置までの時間(災害の態様に依じてできるだけ速やかに設置/毎年度) (下欄参照)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1及び2は、災害が発生又は発生するおそれが生じた場合で、避難所の設置が必要と判断したときに、速やかに避難所を設置する必要があることを示す。 ・ 過去5年間の災害救助法の適用数は、以下のとおりである。 平成16年度 150市町村 平成17年度 38市区町村 平成18年度 21市町村 平成19年度 15市町村 平成20年度 11市町 						

・指標2については、災害の規模、発生場所、発生時間等、発災時の条件により避難所設置までの時間が異なるため一律の評価は出来ないため、災害発生から避難所設置までの客観的な時間を下欄に記載する。

・平成20年度に災害救助法が適用された災害の11市町の内訳は、大雨災害4件(4市)、地震7件(4市3町)であり、個別の状況については次のとおりである。

○平成20年岩手・宮城内陸地震〈岩手県、宮城県〉

平成20年6月14日

8:43頃 地震発生

9:30 栗原市に避難所設置

15:00 一関市に避難所設置

16:00 奥州市に避難所設置

平成20年6月15日

13:00 大崎市に避難所設置

○平成20年7月28日から的大雨〈富山県、石川県〉

平成20年7月28日

4:28 石川県加賀北部に大雨洪水警報

4:37頃 富山県西北部に大雨洪水警報

7:50 富山県南砺市に避難勧告、避難所設置

9:50 石川県金沢市に避難勧告、避難所設置

○平成20年8月末豪雨

平成20年8月28日

11:33 岡崎市・名古屋市に大雨洪水警報

12:15 岡崎市に避難所設置

15:30 岡崎市に避難勧告

平成20年8月29日

0:37 名古屋市に避難勧告、避難所設置

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1					
災害に際し応急的な支援を実施すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 災害が発生又は発生するおそれが生じた場合における避難所の設置状況(100%/毎年度)	-	-	-	-	100 【100%】
2 被害発生から避難所設置までの時間(災害の態様に依りてできるだけ速やかに設置/毎年度)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) 施策目標3-1にかかる指標1及び2と同じ					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	災害救助費等負担金				
平成20年度 予算額等	当初予算額：200百万円(補正後予算額：310百万円) 救助に要した費用が、当該都道府県の普通税収入見込額の ・2/100以下の部分(補助割合：[国1/2][都道府県1/2]) ・2/100を超え、4/100以下の部分(補助割合：[国4/5][都道府県1/5]) ・4/100を超える部分(補助割合：[国9/10][都道府県1/10]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	291百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
災害救助法第36条の規定に基づき、避難所や応急仮設住宅の設置、炊き出し等、救助に要した経費(救助費の合計額が100万円以上となる場合)に依り、その一部(50/100~90/100)を都道府県に補助するものであり、迅速な応急救助の実施のために必要な事業である。					
政府決定・重要施策との関連性					
なし					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	18,147	1,859	871	8,464	310
予算上事業数等	150	38	21	15	11
(法適用市町村数) ※数字は補正後 ※いつ起こるか予測し得ない災害に対処するための経費であり、当初予算上は事業数の積算はなく、毎年度、一定額を計上している。					
事業実績数等 (法適用市町村数)	150	38	21	15	11

実施状況の評価と今後の課題（改善点については期限を示す。）

平成20年度に災害救助法が適用された11件については、いずれも避難勧告発令前後又は地震発生後速やかに避難所が設置されており、各都道府県知事が災害救助法の適用を判断する際には、適用基準に合致しているかどうかについて国が助言を行うとともに、避難所の適切な設置、運営等についても助言を行っており、的確な応急救助を実施していると評価できる。

平成20年6月には、災害救助担当者全国会議を開催し、被害状況の迅速な把握、救助の早急な実施等について、都道府県に対し適切な対応を求めており、国として必要な指導を行っている。

なお、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対する避難支援対策が重要であることから、同会議においては、災害時に設置する「福祉避難所」の具体的な設置・運営方法や地域の取組にあたって有効と考えられる方策例をまとめた「福祉避難所の設置・運営に関するガイドライン」を作成・発表した。

また、平成20年11月には、内閣府主催の「災害時要援護者に関する全国キャラバン」において、厚生労働省関係の災害時要援護者対策として、福祉避難所の設置・活用の促進と題し、福祉避難所の設置の方法、国庫負担対象経費、平常時の取り組み等について、自治体担当職員等に説明を行った。

以上のとおり、各市町村における災害時要援護者に関する取組みについて、国として適切な助言・指導を行っているものと評価できる。